

『サウジアラビアにおける損失の繰越控除について』  
日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査時点 2010 年 2 月 10 日

損失の繰越控除については、所得税法第 21 条と所得税法施行規則第 11 条に規定されている（所得税法と所得税法施行規則に関する詳細は、日本貿易振興機構（ジェトロ）のウェブサイト [『所得税法』](#) 参照）。

法令上、損失の繰越控除が認められる事業体の形態は特定されていないが、外資 100%またはサウジアラビア（以下「サウジ」という）資本との合弁による株式会社（Joint Stock Company ; JSC）、有限責任会社（Limited Liability Company ; LLC）および株式合資会社（Stock Commandite Company）ならびに外国企業の支店については、損失の繰越控除が認められている。

繰越控除の対象となるのは純営業損失であり、原則として、損失が発生した年の翌課税年度に繰り越すことができる（所得税法第 21 条 A）。繰越損失は、累積損失の全額が相殺されるまで、翌課税年度以降の課税年度の課税所得から控除することが認められる（所得税法第 21 条 A、所得税法施行規則第 11 条第 1 項）。なお、サウジにおいて認可を受けている公認会計士によって監査された合法的な財務書類に基づき損失が確定されない限り、その損失を繰り越すことはできない（所得税法施行規則第 11 条第 3 項）。

各課税年度における控除額の最高限度額は、所得税法施行規則第 11 条第 1 項に規定されており、各課税年度における累積損失の控除のために使用することのできる利益は、納税申告書において申告された当該課税年度の利益の 25% を超えてはならないとされている。

ただし、所得税法施行規則第 11 条第 4 項において、損失が繰越控除の対象となる損失の要件を満たす場合であっても、当該事業体の所有権または支配権に 50%以上の変更があった場合には、当該変更があった課税年度の損失はその翌課税年度に繰り越すことができない旨が規定されている。

【関連法規・制度名】

[所得税法](#)

【関連 URL】

Department of Zakat and Income Tax ; DZIT (ザカート・所得税局)

<http://www.dzit.gov.sa/en/index.shtml>

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。